

南城市久高島難病患者等渡航費助成事業

南城市では、久高島以外の医療機関での通院治療を余儀なくされている指定難病患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾病児童等、がん患者、子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた者、妊産婦（妊婦健診、出産）、特定不妊治療中の方等の経済的負担軽減のため、予算の範囲内で船賃・宿泊費の一部を助成します。

1 助成対象者

久高島に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- (1) 沖縄県が交付する特定医療費（指定難病）受給者証を持ち、かつ、久高島以外の医療機関での通院治療が必要であると医師が認めた方。
- (2) 沖縄県が交付する特定疾患医療受給者証を持ち、久高島以外の医療機関での通院治療が必要であると医師が認めた方。
- (3) 沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、かつ、久高島以外の医療機関での通院治療が必要であると医師が認めた方。
- (4) がん（悪性腫瘍、悪性新生物等）と診断された方で、治療のための通院、治療の経過観察のために島外へ出た方。
- (5) 子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた者
- (6) 親子健康手帳の交付を受けた妊産婦で、妊産婦健康診査及び出産待機を要する方。
- (7) 沖縄県から特定不妊治療助成事業承認決定通知書により通知を受けた方及びその配偶者で指定医療機関で治療を受けた方
- (8) 新型コロナウイルス感染症と診断された方、または新型コロナウイルス感染の疑いがあり、検査を受けた方
- (9) 上記の規定に関わらず、市長が特に必要と認めた方
- (10) 上記の(1)から(9)の対象者が未成年者、介護保険法における要介護者若しくは要支援者又は医師が通院のため必要であると認める者であって、南城市が付き添いを要すると認める場合、付き添いのため同行する方（親権者、配偶者、扶養義務者、後見人、補佐人、補助人、その他離島患者等を現に監護する者）のうち1名。（付添人の申請をする方は、提出書類を健康増進課までご確認ください。）

2 助成金額

(1) 船賃

往復のフェリー・高速船の運賃を全額助成。

(2) 宿泊費（治療の都合により宿泊が必要であると認められた場合に限りです。）

1泊あたり上限5千円。ただし、助成額に満たない場合は実費とします。

※助成金額は、各年度2万5千円を上限額とします。

※前泊、延泊に係る宿泊数の標準は、受診日前後1泊程度と考えています。

※前泊もしくは後泊の場合は、予約時間または会計終了時間がわかる書類が必要となります。

3 申請方法

申請先：南城市健康増進課（8時30分～17時15分まで ※12時～13時は除く）

☎ 098-917-5324

【申請に必要な書類】

- (1) 助成申請書（様式第1号）
- (2) 助成金請求書（様式第2号）
- (3) 医師の意見書（様式第3号）**診断日は申請を行う初回の受診日もしくは渡航日以前の日付を記入**
- (4) 委任状（助成対象者と申請者が異なる場合）
- (5) 船賃の領収書（搭乗日、運賃等を証明できるもの）
- (6) 受診した医療機関が発行する**領収書**及び**診療明細書**の写し
- (7) 宿泊費の領収書の写し（該当する方のみ）
- (8) 宿泊理由についての記入書（（該当する方のみ）
- (9) その他必要な書類

※その他必要書類は、対象者によって異なりますので、裏面の記載事項について確認をお願いします。

【注意事項】

- 申請受付期限は、原則として医療機関受診日から6ヶ月以内です。
- 助成対象者（7）の方については、当該決定通知書が交付された日から起算して6ヶ月が申請受付期限です。
- 医師の意見書は、申請をする初回の受診の際に記入してもらい、各年度1回のみ提出してください。

※裏面もご確認ください※

症状別申請方法

【指定難病、特定疾患、小児慢性特定疾患】

- (1) 助成申請書（様式第1号）
- (2) 助成金請求書（様式第2号）
- (3) 医師の意見書（様式第3号）**診断日は申請を行う初回の受診日もしくは渡航日以前の日付を記入**
- (4) 委任状（助成対象者と申請者が異なる場合で、小児慢性特定疾患は除きます。）
- (5) 船賃の領収書の写し（搭乗日、運賃等を証明できる領収書）
- (6) 受診した医療機関の発行する**領収書**及び**診療明細書**の写し
- (7) 宿泊費の領収書の写し（該当する方のみ）
- (8) 宿泊理由についての記入書（該当する方のみ）
- (9) その他必要書類⇒医療受給者証（有効期間内のもの。受給者証に記載されている医療機関に限ります。）

【がん治療】【子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた者】

- (1) 助成申請書（様式第1号）
- (2) 助成金請求書（様式第2号）
- (3) 委任状（助成対象者と申請者が異なる場合）
- (4) 船賃の領収書の写し（搭乗日、運賃等を証明できる領収書）
- (5) 受診した医療機関の発行する**領収書**及び**診療明細書**の写し
- (7) 宿泊費の領収書の写し（該当する方のみ）
- (8) 宿泊理由についての記入書（該当する方のみ）

【妊産婦（妊産婦健診、出産）】

- (1) 助成申請書（様式第1号）
- (2) 助成金請求書（様式第2号）
- (3) 委任状（助成対象者と申請者が異なる場合で）
- (4) 船賃の領収書の写し（搭乗日、運賃等を証明できる領収書）
- (5) 受診した医療機関の発行する**領収書**及び**診療明細書**の写し
- (6) 宿泊費の領収書の写し（該当する方のみ）
- (7) 宿泊理由についての記入書（該当する方のみ）
- (8) その他必要書類⇒親子健康手帳、出生届出済証明書（出産）

【特定不妊治療】

- (1) 助成申請書（様式第1号）
- (2) 助成金請求書（様式第2号）
- (3) 委任状（助成対象者と申請者が異なる場合）
- (4) 船賃の領収書の写し（搭乗日、運賃等を証明できる領収書）
- (5) 受診した医療機関の発行する**領収書**及び**診療明細書**の写し
- (6) 宿泊費の領収書の写し（該当する方のみ）
- (7) 宿泊理由についての記入書（該当する方のみ）
- (8) その他必要書類⇒沖縄県が交付する特定不妊治療費助成事業承認決定通知書

※当該通知書が交付された日から起算して6ヶ月以内にその治療等にかかる申請及び請求が対象となります。

【市長が特に必要と認める者】

- (1) 助成申請書（様式第1号）
- (2) 助成金請求書（様式第2号）
- (3) 船賃等（緊急搬送等）の領収書の写し
- (4) 受診した医療機関の発行する領収書及び診療明細書の写し
- (5) 宿泊費の領収書の写し（該当する方のみ）

【上記の付添人の申請をする場合の必要書類】

- (1) 親権を行う者（戸籍の写し、患者等本人の親権者であることが確認できるもの「父」「母」などが記載されているものを提出すること）
- (2) 配偶者（住民票又は戸籍の写し）
- (3) 介護保険法における要介護若しくは要支援者（要介護認定結果通知書又は介護被保険者証の写し）
- (4) 医師が通院のために必要であると認める方（医師の意見書（付添人動向の必要性について記述のある者）
- (5) 扶養義務者（住民票、戸籍）
- (6) 後見人、保佐人、補助人（成年後見登記制度に係る登記事項証明書の写し）
- (7) 現に監護する者（監護する者及び監護を受ける者両者の在籍証明書など。）